



浦添市会計管理者事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 24 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市訓令甲第 17 号

浦添市会計管理者事務専決規程の一部を改正する訓令

浦添市会計管理者事務専決規程（昭和61年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、通信運搬費」を「、通信運搬費（郵便料、電話料、運搬料及び通信回線使用料に限る。）」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 1件100万円未満の需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費の支出に関する事。

第3条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 1件50万円未満の負担金、補助及び交付金の支出に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月24日から施行し、改正後の浦添市会計管理者事務専決規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。